

## 市立大津市民病院業務継続計画（BCP）策定支援業務仕様書

### 1 業務の目的

東日本大震災や熊本地震を経て、医療機関においても事業継続計画（BCP）の重要性が認識されており、その一環として平成29年3月に改正された災害拠点病院の指定要件に事業継続計画（BCP）の整備、事業継続計画（BCP）に基づいた研修及び訓練の実施が新たに追加されたところである。

については、当院においても、既存の災害対応マニュアル及び大津市の事業継続計画の当院に関する部分を基に、業務継続計画（BCP）整備を行うことで、業務継続管理（BCM）態勢の構築を実現し、災害時における医療体制の充実強化を図ることを目的とする。

### 2 業務の実施期間

契約締結日から平成31年8月31日まで

### 3 業務の内容

#### （1）委託業務実施計画の作成

本業務を開始するにあたり、業務の目的、作業内容について十分理解の上、実施方針、検討条件・方法、工程、実施体制等を検討し、実施計画書を作成すること。

#### （2）業務継続計画の策定

策定にあたっては、大規模災害等の発生に伴い、当院の通常業務に支障が出る場合を想定の上、策定することとし以下の業務を行うこと。

##### ① 関連情報の収集・整理

業務継続計画策定のため、他病院の大規模災害等業務継続計画、大津市地域防災計画、国や滋賀県による被害想定や大規模災害等のガイドライン、各種既存マニュアル等、情報収集・整理を行うこと。

##### ② 業務継続計画（案）の作成

ア. 「病院BCP作成の手引き【災害拠点病院用】」、

イ. 国や滋賀県による被害想定から当院における大規模災害等により想定される被害状況等を整理し、非常時優先業務の特定及び優先順位付け、通常業務の復旧目標を設定すること。

ウ. 他災害拠点病院等の事例を参考に、当院の組織体制や所掌事務等を考慮した上で、非常時優先業務を洗い出し、特に優先して継続・再開・復旧すべき非常時優先業務を選定するとともに、それら業務の再開又は復旧完了の目標時間を時系列に分け、検討・整理すること。

エ. 抽出した非常時優先業務について、目標達成に必要な人員、設備、物流等を整理し、想定した被害状況下での非常時優先業務の遂行における問題点・課題を取りまとめる。

また、非常時優先業務について、現行に限られた条件で業務を継続する方法を検討すること。

- ③ 各部門に対するヒアリングの実施
- ④ 当院の災害対応マニュアルと業務継続計画の整合性を図ること。
- ⑤ 業務継続計画のとりまとめ

(3) 定期打ち合わせ等の実施、打ち合わせ記録の作成及び提出

受託者は、定期的に委託者と打合せ（回数等は委託者との協議による）を行い、進捗の管理等を行うこと。

また、打合せ経緯等については議事録を残すこととし、7営業日以内に（7営業日以内に次回の打合せがある場合は、次回の打合せまでに）提出すること。

上記のほか、業務を実施するにあたり、委託者が必要と認めるヒアリング等について行うこと。

(4) 策定後に、当院職員を対象に説明会を行うこと。

## 5 成果品

以下については、納入期限（平成31年8月31日）までに提出すること。なお、正本及び副本とも紙ベース（両面印刷）による提出と合わせて、それぞれ電子データを提出すること。

電子データは、Microsoft Office2010で読み取り可能なWord、Excel、PowerPointで作成すること。

以上、仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受注者間の協議により解決する。

## 6 その他

- (1) 委託料の支払いは完成払いとし、前払い及び部分払いは行わない。
- (2) 本業務を行うにあたり必要な資料は、委託者が貸与するもの以外、原則として受託者が収集するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の処理上知り得た情報は、他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (4) 本業務に係る各種資料並びに成果品の管理及び権利は、ホームページへの掲載を含め委託者に帰属するものとし、委託者が承諾した場合を除き受託者は成果品を公表してはならない。
- (5) 著作権関係等の紛争が生じた場合、受託者の責任において処理すること。

- (6) 受託者は、提出した成果品に誤り又は訂正事項があった場合は、本業務終了後であっても委託者と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、委託者へ再提出しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、委託者受託者協議の上定める。